

競争参加者の資格に関する公示

横須賀（８）施設最適化総合設計（その１）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年２月20日

南関東防衛局長 鋤先 幸浩

1 業務概要

(1) 業務の名称 横須賀（８）施設最適化総合設計（その１）

(2) 業務内容 本業務は以下の基本設計等、実施設計及び計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成を行う業務である。

運用の基盤的機能を有する施設

1. 総合設計業務（建築、電気、機械、通信、土木）

(1) 基本設計

倉庫（S-5 延べ面積 約60,000㎡）ほか42棟、計 約192,100㎡

(2) 実施設計（新設）

倉庫（S-5 延べ面積 約60,000㎡）ほか23棟、計 約122,520㎡

(3) 解体設計

庁舎（S-3 延べ面積 約8,800㎡）ほか64棟、計 約54,890㎡

(4) 仮設建物

仮設車庫（S-1 延べ面積 約100㎡）ほか1棟、計 約200㎡

(5) 基地内幹線ユーティリティー式

(6) 総合設計調整業務

- ・ (1)のうち、(2)に含まれない施設の実実施設計業務へ設計調整
- ・ 別途発注の関連業務との設計調整 等

2. 交渉等技術資料作成業務

注) 防衛省施設建設工事電子入札システムセンターに対象施設の一覧表を掲載している。

掲載場所

調達機関：防衛省

部局：整備計画局

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

2 申請の時期

公示日から令和8年3月23日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（横須賀（8）施設最適化総合設計（その1）」（以下「申請書」という。）は、公示日から防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

ただし、紙による場合は以下の交付場所において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

交付場所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F
南関東防衛局総務部契約課
電話045-211-7143

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び資格審査結果通知書の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）若しくは電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

なお、申請書を郵送、託送又は電子メールにて提出後に(1)に示す交付場所へ電話により連絡するものとする。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「機械」又「電気」に係る「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 南関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4(2)に該当しないものであること。

オ その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イ及びオの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の特定通知日までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「横須賀（８）施設最適化総合設計（その１）〇〇・〇〇共同体」とする。